ID: 258

担当部署: 市民生活部 市民室 保険課

処分の概要	国民健康保険料の延滞金の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市国民健康保険条例　第19条第1項
例規番号	昭和38年条例第10号

【根拠条文】

（延滞金）

第19条　世帯主は、納期限後に保険料を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、保険料が1,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額につき年14．6パーセント（当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7．3パーセント）の割合をもつて計算した金額に相当する延滞金額を保険料と同時に納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2　前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

3　市長は、特別の理由があると認めるときは、前2項の規定による延滞金を減免することができる。

【基準】

根拠条文及び附則第3条の規定による。

（延滞金の割合の特例）

第3条　当分の間、第19条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日